平成２５年（フ）第１２号
北海道帯広市西20条北４丁目６番地１
債務者　株式会社北海清掃社
代表者代表取締役　高橋　健蔵
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千々和博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３３３５号
東京都大田区西糀谷２丁目22番12号
債務者　ＩＶＴ株式会社
代表者代表取締役　大山　沢啓
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北原　潤一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４号
愛知県春日井市上田楽町2078番地
債務者　三尾製本株式会社
代表者代表取締役　三尾謙二郎
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　敦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前11時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１８号
北海道檜山郡江差町字陣屋町165番地の１
債務者　俵藤　武久
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井口　直樹
４　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
北海道檜山郡江差町字陣屋町165番地の１
債務者　俵藤　弘美
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井口　直樹
４　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２号
岐阜県大垣市東前５丁目１番地１　福山通運社宅
債務者　五十川　丈
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　慎哉
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
群馬県安中市中宿2164番地２
債務者　井田　節子
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
４　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５６号
神奈川県厚木市戸田2360番地１　コーポフカイシⅡ―202
債務者　中川万友美
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川裕貴子
４　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４８８号
名古屋市緑区鳴海町字上ノ山11番地の９　上ノ山団地２棟504号
債務者　山本　美香
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　智洋
４　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字方地559番地１
債務者　山本　一見
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　利明
４　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第８０４号
仙台市泉区泉ケ丘１丁目17番23号　東側、従前の住所宮城県気仙沼市西みなと町13番地
債務者　熊谷　久男
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
茨城県土浦市荒川沖４番地56
債務者　花村　美子
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相澤　　寛
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
大阪府東大阪市吉田５丁目13番44号
債務者　西田　初治
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西口　拓人
４　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２号
愛媛県松山市北梅本町69番地２
債務者　髙橋　俊和
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
４　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後１時20分
６　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５１号
福岡県宮若市龍徳７番地55
債務者　武田　倫悟
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
４　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所民事部